

○国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項

〔平成23年10月19日〕
制 定

改正 平成26年7月29日 平成27年4月1日
平成29年3月31日 令和4年12月14日
令和5年4月19日

この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針及び国立大学法人お茶の水女子大学評価指針（以下「評価指針」という。）に基づき実施する、全学評価（以下単に「評価」という。）における具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項について定める。ただし、1の評価項目及び別に定める評価の観点については、部局等評価において実施することで足りる場合には、その評価項目等を省略することができる。

1 評価項目

評価項目は次のとおりとし、各評価項目における評価の観点に関しては、総合評価室が別に定める。

- (1) 教育研究上の基本組織に関する基準
- (2) 内部質保証に関する基準
- (3) 財務運営、管理運営及び情報の公開に関する基準
- (4) 施設及び設備並びに学生支援に関する基準
- (5) 学生の受入に関する基準
- (6) 教育課程と学習成果に関する基準

2 評価方法及び評価組織

総合評価室は、評価の実施について企画し、質保証のための支援を行う。また、自己評価書を作成する評価組織として、全学自己評価委員会を構成し、必要に応じて外部評価を実施する場合は、全学外部評価委員会を設置する。

- (1) 全学自己評価委員会は、副学長、副学長（事務総括）及び学内の教職員から選出された委員により構成する。

- (2) 委員長は評価を担当する副学長とする。
- (3) (1)の委員の任期は、その都度定める。
- (4) 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 全学自己評価委員会は、自己評価として自己評価書を作成し、総合評価室に提出する。
- (6) 外部評価を実施する場合は、総合評価室を通じて全学外部評価委員会に自己評価書を提出する。全学外部評価委員会は、学外の有識者により構成し、委員長及び委員は評価を担当する副学長の推薦により学長が委嘱する。全学外部評価委員会は、提出された自己評価書に基づいて、外部評価を実施し、その評価結果を作成し、総合評価室に通知する。
- (7) 総合評価室は、(5)の自己評価書の評価結果を整理し、学長へ報告するとともに、(6)により外部評価を実施した場合はその評価結果を整理し、副学長、副学長（事務総括）及び学長に報告する。
- (8) 学長は、(7)の評価結果に基づき、改善が必要と認めるときは、関係する副学長又は副学長（事務総括）に改善指示を行うとともに、総合評価室に改善が必要と認める事項を通知する。
- (9) 副学長又は副学長（事務総括）は、(7)の外部評価を実施した場合の評価結果、自ら改善を必要と判断したもの又は(8)の学長から改善指示を受けたものについては、速やかにその改善を講じ、総合評価室を通じてその結果を学長に報告するものとする。
- (10) 総合評価室は、改善が必要と認められる事項について、毎年度改善の状況を確認する。なお、改善が完了した事項については、次年度の確認は行わず、次回の評価実施時期に状況を確認することとする。

3 関係者からの意見の活用

副学長又は副学長（事務総括）は、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取し、自己評価に活用する。

4 外部評価結果に対する異議の申立て

副学長又は副学長（事務総括）は、2の(6)による評価結果について合理的な疑義が生じた場合には、次の手順に従い、異議の申立てを行うことができる。

- (1) 副学長又は副学長（事務総括）は、評価結果の通知を行った日から15日以内に、総合評価室を通じて全学外部評価委員会に異議を申し立てる。
- (2) 副学長又は副学長（事務総括）から評価結果に対する異議の申立てがなかった場合は、通知を行った日から15日後に評価が確定するものとする。また、異議の申立てがあった場合は、全学外部評価委員会は異議の申立ての日から30日以内に当該副学長又は副学長（事務総括）から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、総合評価室を通じて評価結果を速やかに当該副学長又は副学長（事務総括）及び学長へ通知する。

5 評価の実施時期

評価は、評価指針の2により、認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条第2項）及び国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法第31条の2、中期目標・中期計画の達成度評価を含む。）に合わせて、7年以内に1回実施するものとする。

6 評価結果の公表

総合評価室は、自己評価書、外部評価を実施した場合はその評価結果及び改善が必要と認められる事項に関する対応状況について公表する。

附 則

この要項は、平成23年10月19日から施行する。

附 則（平成26年7月29日）

この要項は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月14日）

この要項は、令和4年12月14日から施行する。

附 則（令和5年4月19日）

この要項は、令和5年4月19日から施行する。